

日本テコンドー協会審査法

昇段審査期限法

2017年5月27日
日本テコンドー協会
宗師範 河 明生

通常、自分の都合の良い日時で受験できる試験制度は、管見の限り、存在しない。
受験者の病気や体調不良を理由とし、1年以上も、試験を延期する試験制度も、管見の限り、存在しない。
休会等で1年以上休めば、昇段審査に必要とされる身体能力が落ちるのは明白である。
最近、昇段審査継続中であるにもかかわらず、1年以上も、第二次以降の審査を受験しない事例が増えている。
日本テコンドー協会の昇段審査の権威を維持するため昇段審査期限法を定める。

第1条 昇段審査受験期間

- 1、日本テコンドー協会昇段審査は、第一次合格から1年半以内に合格することが望ましい。
- 2、昇段審査受験者は、年4回（春・夏・秋・冬）の審査を連続受験することが望ましい。

第2条 昇段審査受験資格の制限

次の場合は、一定の期間、昇段審査を受験できない。

1、休会者

- 1) 1ヶ月以上休会している者は、所属クラブ復帰後、一定期間昇段審査を受験することはできない。
昇段審査継続中の者も同様とする。
- 2) 休会者は、所属クラブ復帰後、休会した月数×50%の月数を稽古した上でなければならない。
なお、1ヶ月に満たない日数は、1ヶ月と計算する。

例1 1年休会した者は、復帰後半年間、持続的に稽古をした上で受験しなければならない。

例2 2ヶ月と1日間、休会した者場合、3ヶ月×50%＝45日間となる。
所属クラブ復帰後、45日間、持続的に稽古をした上で受験しなければならない。

例3 昇段審査第一次合格後、1年休会した者は、復帰後半年間、持続的に稽古をした上で第二次審査を受験しなければならない。

例4 昇段審査第二次合格後、1ヶ月と1日間休会した場合、2ヶ月×50%＝1ヶ月間となる。所属クラブ復帰後、1ヶ月間持続的に稽古をした上で第三次審査を受験しなければならない。

2、一定期間、稽古を欠席している者

- 1) 1ヶ月以上、所属クラブの稽古を欠席している者は、昇段審査を受験できない場合がある。昇段審査継続中の者も同様とする。
- 2) 1ヶ月以上、稽古を欠席している者の昇段審査受験は、所属するクラブ長の裁量に委ねる。

第3条 みなし昇段審査の受験放棄

次に該当する昇段審査受験継続者については、理由の如何をかかわらず昇段審査受験放棄＝失格とみなす。

- 1、第一次昇段審査受験後、半年間、第二次以降の昇段審査を受験しなかった者
ただし、休会者は本法第2条第1項のとおりとする。
- 2、上記に該当した者が昇段審査を再挑戦する場合、
昇段審査料は再度納め、第一次試験から受験しなければならない。

本法は、2017年6月1日を起点として施行するものとする。

よって現時点で上記第3条に該当する受験者が、2017年度内に第二次以降の審査を受験しない場合、理由の如何をかかわらず昇段審査受験放棄＝失格とみなす。

以上